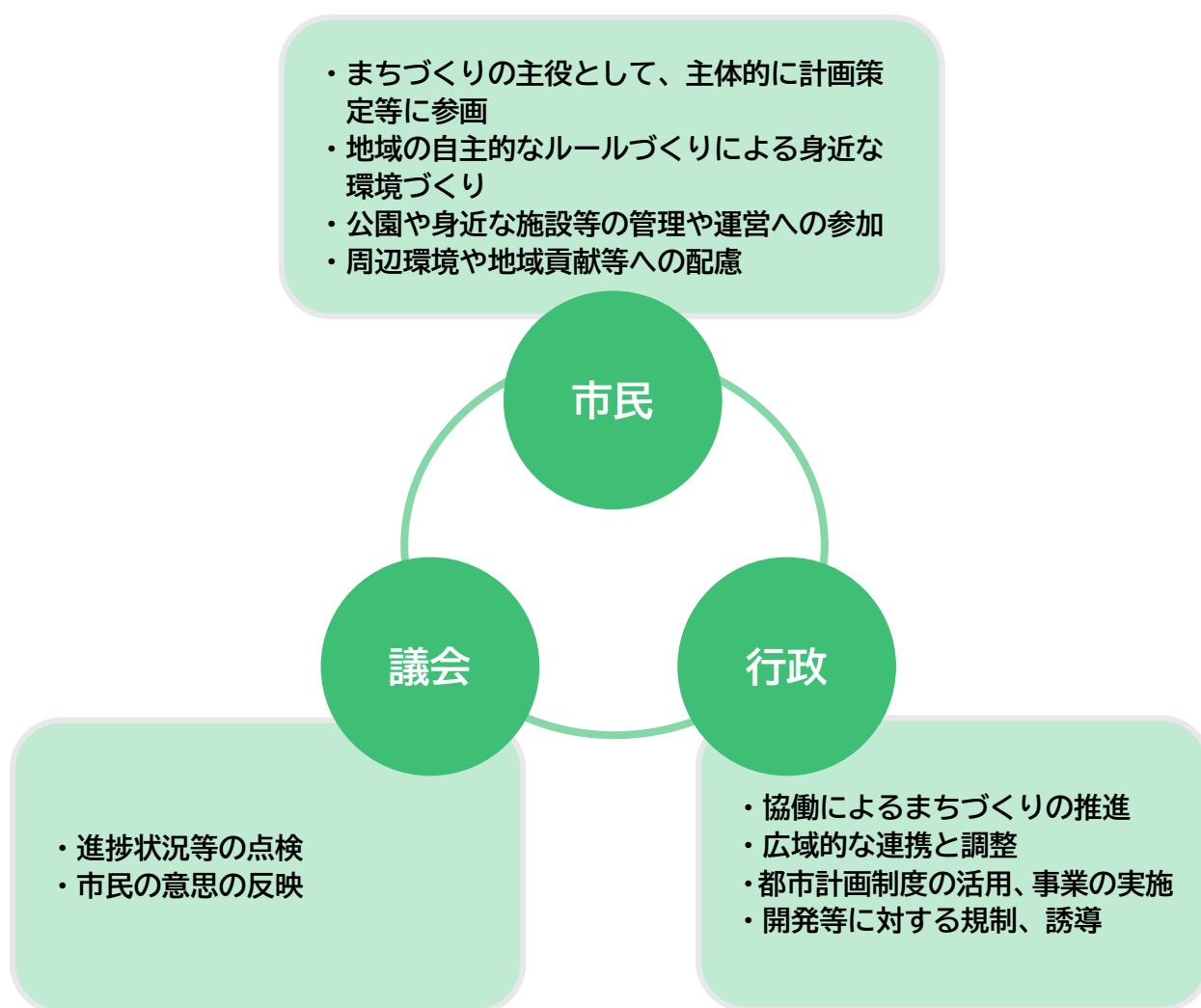


第5章 都市計画マスタープランの 実現に向けて

1. 基本的な考え方

本プランは、都市計画法第18条の2に位置付けられた「都市計画に関する基本的な方針」であり、本市の進めるまちづくりの都市計画に関する基本的な考え方を示したものです。今後は、本プランの考え方に基づき、各分野・事業ごとの調整や調査を実施の上、都市計画の決定など必要な法的手続きを進め、具体的な事業を展開することで、本プランの実現を図ります。

これらの実現にあたっては、市民・議会・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、同じ目標に向かってともに考え行動することで、「龍ヶ崎市まちづくり基本条例」に定める「協働によるまちづくり」を推進することが必要です。



2. 協働によるまちづくり

(1) まちづくりの人材の確保・育成

市民によるまちづくり活動を豊かに育てていくため、企業や大学等の専門機関と連携しながら、幅広い人材の確保・育成に努めます。

(2) まちづくりの機運の醸成

ホームページや SNS、広報紙などの多様な媒体を活用して、情報発信に努めます。

また、市民活動団体や地域コミュニティ協議会をはじめとした、市民によるまちづくり活動に対しては、出前講座による職員の派遣や、都市計画等に精通した専門家の派遣など、積極的な支援を行います。

3. マネジメントの視点に立ったまちづくり

公共施設については、今後の財政状況を踏まえ、事業の緊急度、優先度に応じた選択と集中による効率的なまちづくりを進め、総量を削減するなど、トータルコストの縮減に取り組みます。

公共インフラについては、「施設維持」を基本的な考え方とし、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握しながら維持管理を行うとともに、改修時等には、新技術の導入等により、将来的なコストの縮減・平準化を行います。

また、官民連携（PPP/PFI）による施設の整備・維持管理手法を活用するなど、まちづくりにおける民間活用を重視します。

4. 都市計画制度の活用

都市計画は、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地・基盤施設用地・緑地・自然環境等を適切に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保することを基本としています。

その発展を図る手段として、土地利用の誘導・制限等、都市計画に必要な多くの事柄について、都市計画法に基づく都市計画決定を行うことで、実現の担保性を高めています。

古くから栄え、都市として一定の成熟を見る本市では、限られた都市空間について、防災性を高めつつ、地域の実情に合わせた土地利用の適正な配分を確保、または再配置することが求められます。そのため、本プランに基づき、地域の実情を考慮しながら、都市計画決定や変更等について検討を行います。

(1) 地区計画制度

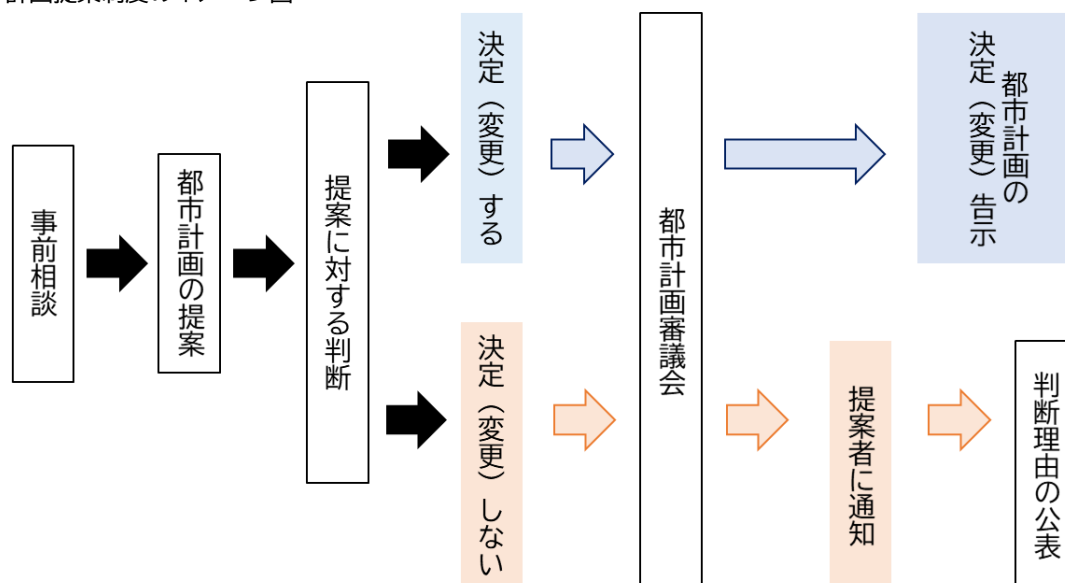
「地区計画制度」は、それぞれの地区の実情に応じた、地区レベルのきめ細やかなルールを定める制度です。本市では、この地区計画制度を活用し、良好な市街地の形成及び保全を図るとともに、地区の課題解決に向けて、どのような計画手法が適しているのかを検討する段階から地域住民の参加を促し、地区計画制度の理解促進に努めます。

(2) 都市計画提案制度

「都市計画提案制度」は、住民等の自主的なまちづくりや民間などによる都市再生の推進を図るため、土地所有者やまちづくり NPO などが一定の条件を満たした上で、地方公共団体に都市計画の提案ができる制度です。

本市におきましても、住民や民間事業者などの様々な主体により、提案制度を活用した「住民や民間が主体となるまちづくり」の推進を図るため、その活用に向けた周知・普及を図ります。

□都市計画提案制度のイメージ図



5. 進行管理と見直し

本プランは、本市の都市計画に関する基本的な方針として、概ね15年後を見据えた中長期的な計画としており、その成果が得られるまでに一定の期間が必要となります。

そのため、短期的な評価として、最上位計画に関する施策評価や実施計画（アクションプラン）に係る事務事業評価、その他上位計画や関連計画等における事業の評価・見直しとの連携を図りながら、本プランでは、これらを踏まえた中間年度における進行管理と見直しの検討を基本としつつ、社会経済情勢の変化などにより必要と判断された場合には、随時、見直しを行います。

□見直しのイメージ図

